

平成30年度以降の計画相談支援に向けての取り組みについて

平成30年4月1日で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「厚生労働省基準」という。）及び児童福祉法に基づく指定障害児支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「厚生労働省児童基準」という。）の改正により、支援の必要性の観点からモニタリング実施標準期間が見直されるとともに、相談支援の質を確保するため相談支援専門員一人当たりの担当者件数が設定されること等が定められた。

これにより、平成30年度以降の計画相談を見据え、次のように整理する。

1、目指す方向性の確認

- 適切な支給決定とサービスの利用
- モニタリングの質の向上
- 相談支援事業所の安定的な運営

2、モニタリングについて

(1) 回数について

厚生労働省令第6条の16により規定されるモニタリングの標準期間が、次のとおり見直される。これにより、支給決定をしている利用者について、現在設定しているモニタリング実施月が妥当かどうかの見直しをする必要が生じる。

【現行の標準期間】

《毎月》

在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む）又は地域定着支援利用者で

- ①障害者支援施設からの対象等に併い一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ②単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者
- ③常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者

《6か月毎に一回》

毎月以外の者

地域移行支援、地域定着支援

《1年ごとに一回》

障害者支援施設、のぞみの園、療養介護医療者、重度包括支援

【見直し後】※平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から引用

≪3か月毎に加わるもの≫

- ① 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者。

※就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助は平成30年度から
※居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練は平成31年度。見直し時期以降に計画再作成（変更）を行うまでは従前のとおり

- ② 65歳以上のもので介護保険におけるケアマネジメントをうけていない者

≪6月間になるもの≫

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護医療者、重度包括支援

※平成30年度から適用。見直し時期以降に計画再作成（変更）を行うまでは従前のとおり

- ② 毎月及び3か月ごと以外

≪標準期間より短い期間でモニタリングを設定するもの≫

計画相談支援

- ① 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者

- ② 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
障害児相談支援

- ① 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者

- ② 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要がある保護者

現在区では、支給決定当初モニタリング月の設定を行うとともに、必要に応じてモニタリング期間確認票を相談支援事業所に提出してもらうことで、変更を行ってきた。今回の改正を受け、帳票の内容の修正は行うが、支給決定後にモニタリング月の変更を行う場合は引き続き確認票の提出により実施する。

省令の改正により、モニタリングの頻度を見直す対象に該当する利用者は、原則平成30年4月からこれを反映させたモニタリングを行うこととする。ただし、事業所の事情等により対応が難しい場合は、区と相談支援事業所とで協議のうえ期限を定め、その時期から実施できるよう調整する。

(2) 質の向上

アセスメントやモニタリングの時間の十分な確保や事務負担の軽減のため相談支援専門員の一人当たりの担当件数が35件（一月当たりの継続サービス利用支援）となった。

このため、現在のモニタリングの月当たりの件数を確認するとともに上記（1）を踏まえながらモニタリング月の確認・調整等を図る必要がある。

なお、モニタリングについては自宅又は施設等で利用者本人に会うことは改正後も変わらず要件となっており、質の確保や標準化が求められているところである。今後は、このような質の確保や標準化、評価の継続性や客観性を担保するためにアセスメント表の作成などを検討していく必要があると考えている。

3、今後の進め方

（1）モニタリング回数

次の手順により、モニタリングの実施月を省令に合わせていく。特に3）及び4）については各相談支援事業所と個別に作業を進めていく。

- 1）区内相談支援事業所ごとのモニタリング実施月の把握
- 2）上記1（1）毎月モニタリングを検討する利用者の洗い出し
- 3）上記1）に2）を加えた事業所ごとの月ごとのモニタリング回数の設定
- 4）3月～順次モニタリング月増対象者への処理及び通知

（2）質の向上

1）モニタリングの結果を区に報告する

平成30年4月実施分から、モニタリング表の区への提出を必須とする。このため、区においてモニタリング表の提出と継続相談支援給付費との支払い状況を確認することとする。

2）サービス提供事業者から毎月の利用状況報告を受ける

平成30年4月実施分から事業所から利用状況報告を受領する。事業所へは2月に予定している事業者説明会で周知を図る。また、通所先等でのモニタリングに係る協力についても周知を図っていく。

3）区はモニタリング内容について検証等を行う。

区ではモニタリング表を分析し、今後必要となるサービスや事業の構築、ケース対応やサービスの支給決定等の検証に役立てていく。

★区独自の取り組み

事業所全体のモニタリングの質の向上や標準化のためには、アセスメント表などの活用が有効とされているが、どのような方策が効果的なのか相談支援事業所と一緒に考える必要がある。

- 1）モニタリングのためのアセスメント表等の検討
- 2）相談支援事業所作成研修の体系化

（3）周知

1）障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所

2月に実施する事業所説明会で周知を図る。

2) 利用者あて

申請書等の送付の機会にモニタリングについての通知を同封する。

3) その他

の～まらいふにモニタリングの頻度の変更について掲載する。

4、その他

- (1) 障害児通所支援については、全体のモニタリングの頻度等と併せて検討するため、更新月は3月末とする。ただし、障害福祉サービスの短期入所以外のサービス「居宅介護」「行動援護」を利用する児童については、平成30年度から誕生日月更新とする。
- (2) 基準省令が改正されるにもかかわらず、都主催の研修が平成30年度に頻回に行われな
い場合は、区内相談支援事業所の相談支援員の確保のため、区で初任者研修を実施する。